

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2019

8

Vol.27

1 くろうどだより

2 “いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ

4 2019年の骨太方針などを閣議決定

3 賃金等請求権の消滅時効 労政審で議論へ

5 年末調整手続の簡便化

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

くろうどだより

6月から当事務所で一緒に働かせていただくことになりました藤井と申します。まだまだわからない事はありますが、みなさまのお役に立てるよう頑張りますので、これからよろしくお願いいたします。

さて、夏といえばみなさまは何を思い浮かべますか？色々のものが思い浮かびますが、代表的な風物詩に花火があつます。花火はただ美しいだけでなく、日本人にとって火は鎮魂の意味もあるそうです。お盆に迎え火や送り火で火が使用されるように、炎は不浄なものを焼き尽くし闇を照らすものとして古来神聖なものとしてきました。日本人は死者と尊び怒めるために特別な炎を火燃やしたと考えられています。花火大会がお盆前後に開催されることが多いのは日本人にとってそういった特別な意味もあるそうです。

まさに「福山夏まつり2019あした川花火大会」も8月15日に開催されます。美しい花火を見るだけでも夏を感じられ涼やかな気持ちになりますが、鎮魂の意味も考えながら花火を見るとまた違った美しさを感じられるかもしれません。

じめじめと暑い夏に負けそうになりますが、
夏しかできない事を楽しみながら夏を
のりきれるといいですね。(藤井)

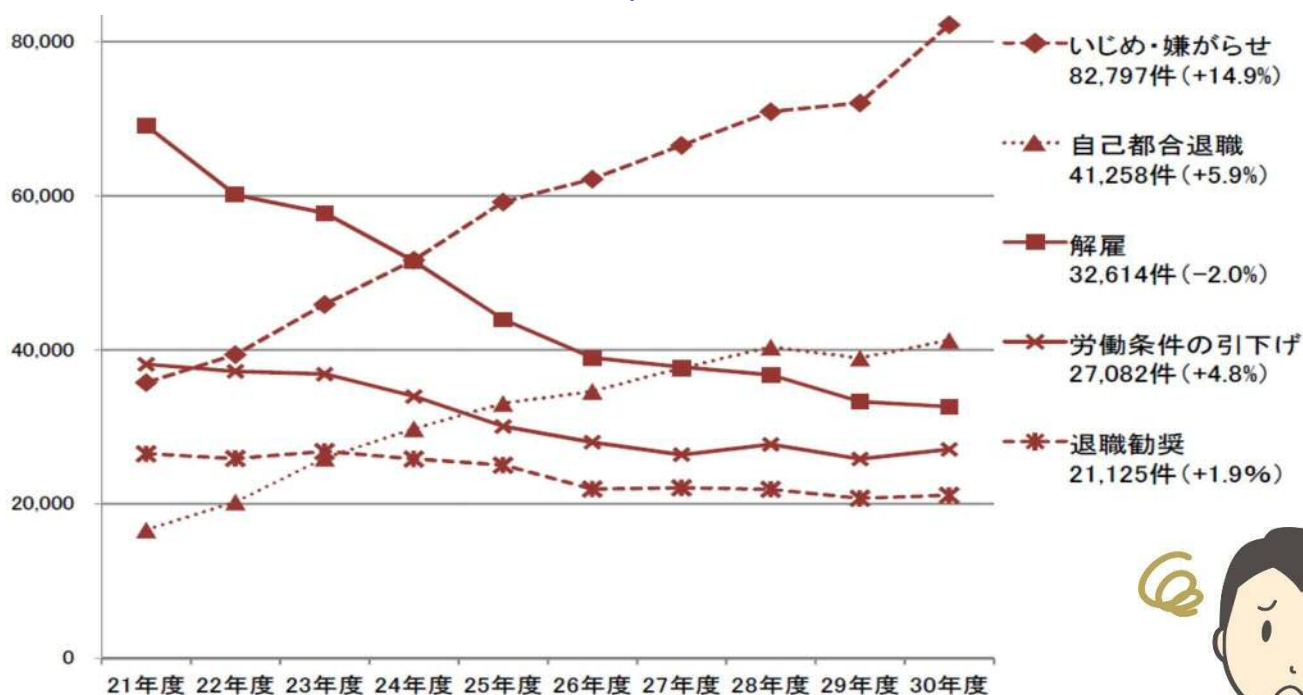


トピックス “いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ

本年（2019年）6月、平成30年度（2018年度）「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

- 総合労働相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数がいずれも前年度より増加
 - ・ 総合労働相談件数は111万7,983件で、11年連続で100万件を超え、高止まり
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ（いずれも過去最高）
 - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、82,797件（同14.9%増）で7年連続トップ
 - ・ 助言・指導の申出では、2,599件（同15.6%増）で6年連続トップ
 - ・ あっせんの申請では、1,808件（同18.2%増）で5年連続トップ

図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



- ★ ハラスメントについては、2020年4月には防止措置義務が企業にも課せられます（中小事業主については、3年以内の猶予あり）。今後は、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。



お仕事 カレンダー 8月



8/13

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/2

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業税の納付
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告

トビウロス 賃金等請求権の消滅時効 検討会が「論点の整理」を公表 労政審で議論へ

労働基準法における賃金等請求権の消滅時効の期間は2年とされています。しかし、令和2年（2020年）4月の民法の一部改正により、賃金を含む一般債権の消滅時効の期間について、複数あった時効の期間が統一され「知った時から5年（権利を行使することができる時から10年の間に限ります。）」とされることになっています。

これに伴い、労働基準法に規定する賃金等請求権の消滅時効の期間をどうするか？という問題が生じ、厚生労働省は、検討会を立ち上げ議論を進め、令和元年（2019年）7月に「論点の整理」を取りまとめました。

●賃金等請求権の消滅時効期間について

- ・消滅時効期間を延長することにより、企業の適正な労務管理が促進される可能性等を踏まえると、将来にわたり消滅時効期間を2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要と考えられる。
- ・ただし、労使の意見に隔たりが大きい現状も踏まえ、賃金債権の特殊性、労働時間管理の実態やそのあり方、仮に消滅時効期間を見直す場合の企業における影響やコストについても留意し、具体的な消滅時効期間については速やかに労政審で検討すべき。

●年次有給休暇の消滅時効期間について

- ・年次有給休暇の繰越期間を長くした場合、年次有給休暇の取得率の向上という政策の方向性に逆行するおそれがあることから、必ずしも賃金請求権と同様の取扱いを行う必要性がないとの考え方でおおむね意見が一致。

●その他

- ・記録の保存期間（現行3年）についても、賃金請求権の消滅時効期間のあり方と合わせて検討することが適当。

★ 請求権の消滅時効の期間について、賃金は2年から延長、年休は2年を維持といった方向性が示されています。賃金の請求権の消滅時効の期間が延長されるとなれば、未払賃金についての争いになった場合の影響は非常に大きくなります。今後は、労働政策審議会での議論が開始されることとなりますが、動向から目が離せません。



トビウロス 2019年の骨太方針・成長戦略実行計画・規制改革実施計画などを閣議決定

令和元年（2019年）6月21日、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）」、「成長戦略実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針」、「規制改革実施計画」を閣議決定しました。これらの方針・計画は、今後の政策の方向性を示すものです。企業実務に影響を及ぼすものを確認しておきましょう。

●デジタル市場のルール整備、70歳までの就業機会の確保、中途採用・経験者採用の促進、就職氷河期世代支援プログラムの実施、最低賃金の引き上げ

●副業・兼業におけるルールの見直し、介護離職ゼロ対策の強化、ジョブ型正社員の雇用ルールの明確化

●来年度から5年間にわたる地方創生に関する「第2期「総合戦略」」（基本的な考え方を示す）

★これらの方針・計画の全般において、「Society5.0の実現」がキーワードになっています。

★ これらの方針・計画は、来年度の予算案の作成の土台となっていくものです。

どのような形で具体化されていくのか、注目です。現状で、どのような方向性が示されているのか？ 気になるものがありましたらお尋ねください。





年末調整手続の簡便化

年調ソフトを無料で提供の方針(2020年10月導入予定)

国税庁から、「令和元年6月「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」が公表されました。

その中で、税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）の取組の一つとして、「年末調整手続の簡便化」も紹介されています。

●ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を無料で提供します。【令和2年（2020年）10月導入予定】

○作成可能な年末調整関係書類は、

①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。

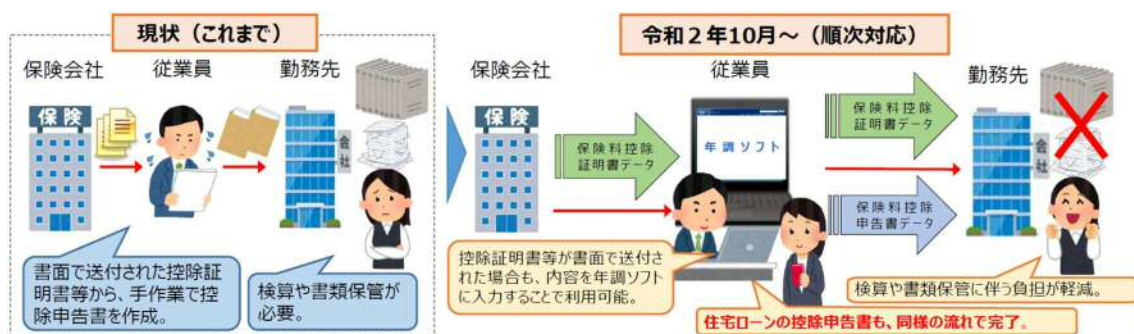
注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。

○従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。

→ ・保険料控除申告書と住宅借入金等特別控除申告書については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。

・内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

●国税庁が示しているイメージ



★ 少し先の話になりますが、年末調整手続の簡便化が進むようです。

令和2年分の年末調整においては、基礎控除・給与所得控除の見直しなどの大幅な改正の施行も決まっています。それも含めて、適時、情報をお伝えします。



KurouDoからのお知らせ

弊事務所は、以下の期間、夏季休暇とさせていただきます。

期間：8月10日（土）～8月18日（日）

なお、8月19日（月）から通常通り営業させていただきます。

メールでのご相談、お問合せは8月19日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

読者の皆さまへ

① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。

② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。

③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com